

妙高市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を、妙高市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を次のとおり公表します。

令和4年6月30日

妙高市監査委員 和 泉 昭 夫

妙高市監査委員 八 木 清 美

- 1 監査等の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の対象 **【公の施設の指定管理者】**
大滝体験交流施設運営組合、農林課
(令和2年度 大滝荘の指定管理に関する事務 ※所管課の事務を含む)
- 3 監査の着眼点 (評価項目) 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として監査を実施した。
- 4 監査の実施内容 あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係者からの説明聴取を行なった。
- 5 監査の実施期間 令和4年3月1日 ～ 令和4年6月29日
- 6 監査の日程
(1) 書類審査 令和4年3月25日～令和4年4月27日
(2) 事情聴取 令和4年5月30日
- 7 監査の結果
公の施設の管理に係る指定管理に関する業務は、協定書の内容に沿っておおむね適正に処理されていた。

指定管理の概要は次のとおりである。

【大滝荘】

- ①指定管理者として指定する期間は、平成29年4月1日から令和3年3月31日までである。
なお、監査の実施期間にあつては令和3年4月1日から令和7年3月31日に更新されている。
- ②指定管理に関する主な業務は次のとおりである。
- ・大滝荘の利用及びその制限等に関する業務
 - ・大滝荘の利用料金の徴収等に関する業務
 - ・大滝荘の管理運営に関する業務
 - ・大滝荘及び附属設備の維持管理に関する業務
 - ・その他市長が必要と認める業務
- ③施設の概要は次のとおりである。

所在地	妙高市大字上小沢357番地2
建物概要	構造：木造2階建て 敷地面積：3336.37㎡ 建築面積：313.64㎡
施設概要	浴室（2室）、厨房、大広間（2室）、宿泊室（2室）、土間、 事務室、機械室、スタッフ室

※上記の施設概要は当該施設に係る「大滝荘の管理に関する基本協定書」より転記